

営業委託契約

狭山稲荷山公園パートナーズ 代表者 西武緑化管理株式会社（以下「甲」という）と（〇〇以下「乙」という）は、甲が管理運営事業者として管理運営する狭山稲荷山公園において、乙の飲食物・物品販売並びに催事業務を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

（営業委託）

第1条 甲は乙に対し、甲の主催するイベント「i f イナリヤマフェスタ」において、飲食・物品販売（以下「委託業務」という。）を行うことを委託し、乙はこれを受託した。

営業場所： 「i f イナリヤマフェスタ」イベント会場

イベント開催日及び営業時間：第4条の契約期間の内、甲乙協議の上、甲が決定し、決定した開催日及び営業時間をメール又はFAXにより通知するものとする。
（受信に伴う通信費用は乙の負担とする。）
ただし、乙が書面による通知を希望する場合は書面により通知する。

（事前承諾）

第2条 乙は、甲による事前の承諾を得たときに限り、委託業務の全部又は一部を第三者（以下「乙の関係者」という。）に行わせることができる。

- 2 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合、当該第三者に対し本契約において乙が負担する義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 3 乙は、当該第三者の行為について、連帯して甲に責任を負うものとする。

（営業の種類及び内容、営業日等）

第3条 乙及び乙の関係者の委託業務の内容は下記のとおりとする。この内容の一部又は全部を変更しようとするときは、乙及び乙の関係者は予め甲の承諾を得るものとする。

2<飲食販売業務>

- ① 乙及び乙の関係者は営業許可を得た敷地内で飲料・物品等を提供する。移動販売車両の場合は営業許可を得た移動販売車両内で調理加工した料理・飲料等を提供する。
- ② 乙及び乙の関係者が提供する品目は、営業許可を受けた提供可能範囲内に限るものとする。
- ③ 乙及び乙の関係者が提供する飲食物・物品の料金は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

る。

- ④乙及び乙の関係者の営業場所、営業日、営業時間等については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。
- ⑤天候不順等により営業が困難な場合、甲乙協議のうえ営業を中止することができる。
- ⑥乙及び乙の関係者は甲が指定する「飲食物・物品販売営業出店者誓約書」を営業開始3日前迄に提出すること。また、移動販売車両の場合は甲が指定する「食品営業出店者誓約書」を営業開始3日前迄に提出すること。甲の所長または責任者が署名・押印することで、第2条の事前承諾を履行したものとする。

（契約期間）

- 第4条 本契約期間は、2026年8月1日から2027年3月31日までとする。期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれかにより別段の意思表示がない場合には、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。ただし、本契約期間は2031年3月31日を超えないものとする。
- 2 甲が所轄の自治体から管理運営事業者の取消等の処分を受け、管理運営事業者の業務を遂行することができなくなった場合には、本契約は終了するものとする。

（営業料）

- 第5条 営業料は別紙1のとおりとする。
- 2 営業料の支払いはイベント開催各日のイベント終了後、甲に現金で支払う。

（売上報告等）

- 第6条 乙および乙の関係者は、売上状況報告書を作成し、イベント開催日ごとに甲に報告するものとする。

（法令等の遵守）

- 第7条 乙及び乙の関係者は、委託業務を行うにあたっては、関係法令を遵守するほか、甲の指示に従わなければならない。

（安全衛生）

- 第8条 乙及び乙の関係者は、関係法令に基づき、常に乙及び乙の関係者の従業員の労働安全に万全の注意を払わなければならない。

（食品衛生）

- 第9条 乙及び乙の関係者は、本件営業に関する食品衛生管理を、所轄保健所の規則及び通達等に従い運用しなければならない。

- 2 乙及び乙の関係者が調理加工して提供もしくは販売した料理・飲料または食料品に起因する事故が発生した場合には、乙及び乙の関係者は自己の責任と負担で全て解決し、甲に対し迷惑・損害を一切及ぼさないこととする。
- 3 乙及び乙の関係者は、前項に関連する損害賠償責任を担保するため、食品に関わるPL保険など所要の保険契約を締結する等、万全の措置を講ずるものとする。
- 4 乙及び乙の関係者は甲の指示に従い食物アレルギー対策を取るものとする。

（権利の侵害）

第10条 乙及び乙の関係者は、委託業務を行うにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙及び乙の関係者が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）及び役務の提供の結果について、第三者との間で紛争が生じた場合、乙及び乙の関係者は自己の責任と負担においてこれを処理・解決するものとする。

（禁止事項）

第11条 乙及び乙の関係者は、次に掲げる行為をしてはならない。また、乙は、乙の関係者が次に掲げる行為を行わないよう指導・監督する義務を負うものとする。

- （1）営業場所において、委託業務のための行為以外の行為をすること。
- （2）営業場所の現状を変更すること。
- （3）刺青・タトゥー、または、刺青・タトゥーとの判別が困難なペインティング等の疑似刺青・タトゥーを露出すること。
- （4）不適切な言動で他者に不安・畏怖・困惑を与えること。
- （5）暴力・威嚇等、法令や公序良俗に反する行為をすること。

（立入検査等）

第12条 乙及び乙の関係者の委託業務に関わる安全衛生・食品の衛生管理状況及び商品の品質等必要な事項について、甲が検査又は調査する場合には、乙及び乙の関係者はこれに応じなければならない。

（反社会的勢力）

第13条 乙は、甲に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、乙（販売業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合には、当該第三者も含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証する。

(報告)

第14条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、乙及び乙の関係者に対し、何時でも必要な事項について書面で報告を求めることができる。この場合、乙及び乙の関係者は遅滞なくこれに応じなければならない。

(書類提出義務)

第15条 乙及び乙の関係者は、本契約締結の際、または甲の請求に応じ、次の各号の書類を甲に提出するものとする。

飲食販売業務

(1) 当該公園の管轄保健所が発行する営業許可証の写し、食品衛生責任者証の写し、PL保険等の保険証券の写し

(2) その他甲が必要とする書類

催事業務

(1) 企画書及び企画書に付帯する図面等の書類

(2) その他甲が必要とする書類

(指示)

第16条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙及び乙の関係者に対し必要な措置を講じるよう文書により指示することができる。

(1) 委託業務に関し、お客様の利便を確保するため、改善を要すると認められるとき。

(2) 第12条に規定する立入検査の結果、改善を要すると認められるとき。

(3) 所轄の自治体から甲に対し、公園管理運営上必要な措置を講じるよう指示があったとき。

2 乙及び乙の関係者は、前項の指示を受けたときには、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかにその内容を文書により甲に報告しなければならない。

3 甲は、乙及び指名した第三者が関係法令を遵守していない事を確認した場合、または禁止事項に違反する行為の他、食品衛生上において直ちに対応が必要と判断した場合には、委託業務を中止し退去させることができる。

(事故報告)

第17条 乙及び乙の関係者は、営業場所の損傷、顧客その他第三者の生命身体を傷つけるなどの損害を与えた場合には、直ちにその旨を甲に連絡し、速やかにその内容及び措置を文書により、甲に報告しなければならない。

(イベント終了後点検及び原状回復)

第18条 甲及び乙は、本契約が終了する日までに(第19条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、営業場所の点検を行う。甲は点検において原状回復が必要と認めた場合、乙は自己の費用と責任で本営業場所の原状回復をしなければならない。

- 2 乙は、前項前段の点検をするときには、点検をする日、時間を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(解除)

第19条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙及び乙の関係者が営業場所を営業以外の目的に使用したとき。
 - (2) 乙及び乙の関係者が銀行取引停止処分を受けるなど、経営、財産状態が悪化したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき。
 - (3) 乙及び乙の関係者が営業に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、又は行政から許可等の取り消し処分を受けたとき。
 - (4) 乙及び乙の関係者が第3条<飲食販売業務>④並びに次項<催事業務>④の営業場所、営業日、営業時間を甲との協議することなく変更したとき。
 - (5) 乙が営業料を滞納したとき。
 - (6) 乙及び乙の関係者が第6条の売上報告に故意に真実を記載しなかったとき。
 - (7) 名称の如何を問わず、乙及び乙の関係者の経営主体に実質的な変更があったと認められる事由が生じたとき。
 - (8) 乙及び乙の関係者が第11条に規定する禁止行為をしたとき。
 - (9) 乙が販売業務の全部または一部を第三者に行わせた場合、当該第三者が第11条に規定する禁止行為をしたとき。
 - (10) 乙及び乙の関係者が第13条の表明保証に違反したとき。
 - (11) その他本契約各条項の定め違反するなど、甲乙間の信頼関係を著しく損ない、本契約の履行が困難になったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約を解除した当事者は、その蒙った損害を相手方に請求することができる。

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、甲乙双方紳士的に

協議の上、これを解決するものとする。

(合意所轄)

第21条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合、管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

年 月 日

甲 狭山稲荷山公園パートナーズ
代表者

乙 ○○○

別紙 1 営業料

業 種	営業料
飲食物・物品販売業務	売上金額の7%（消費税込み）

別表「掲載ルール」

1. 個人に関わる情報を掲載しないこと。
2. 個人を特定できる写真の掲載を行わないこと。ただし、掲載する場合は被写体となる個人に事前の掲載許可を取ること。
3. 著作権を侵害しないこと。
4. 肖像権を侵害しないこと。
5. 数値的内容を含め、狭山稲荷山公園の経営運営などの内部に関する事項を公開していないこと。
6. 他者への誹謗、中傷は行わないこと。
7. 「掲載ルール」の改訂は甲が行ない、書面をもって乙に通知する。

以 上

■ 食品営業出店者誓約書 ■

私は、2026年3月1日より2031年3月31日までの間において、狭山稲荷山公園での出店に当たり、確認事項を十分理解のうえ、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

[誓約事項]

1. 出店・実施にあたり、場所・営業時間などを含めた一切について、公園スタッフの指示に従います。
2. 出店・実施にあたり、入場から退場まで常に周囲への安全に十分注意いたします。万が一、来場者に損害を与えた場合には、一切の責任を取ります。また、速やかに公園事務所に報告いたします。
3. 来場者や他の出店者に対し、不快を与えるような行為をいたしません。
4. 公園から借用した備品等は、注意をもって使用・管理し、現状復旧の上返却いたします。万が一備品等や公園施設に損害を与えた場合は公園事務所が相当と認めた損害額を賠償いたします。準備・片付けを近隣の出店者と協力して行います。
5. ゴミの発生をできるだけ少なくするように努力し、出店・実施場所付近等影響する範囲については、責任をもって整理・清掃いたします。
6. 出店にあたり消防法を遵守し、火気使用の場合は消火器を必ず設置いたします。
7. 次に掲げる行為を厳守いたします。
 - (1) 営業場所において、当該営業のための行為以外の行為をいたしません。
 - (2) 営業場所の現状を変更いたしません。
 - (3) 刺青・タトゥー、または、刺青・タトゥーとの判別が困難なペインティング等の疑似刺青・タトゥーを露出いたしません。
 - (4) 不適切な言動で他者に不安・畏怖・困惑を与えません。
 - (5) 暴力、威嚇等、法令や公序良俗に反する行為をいたしません。
8. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。
9. 出店にあたり、保健所の指導に従い、食品衛生に十分注意いたします。食中毒やその他事故における一切の責任を取ります。
10. 保健所による営業許可申請に則り運営するとともに、食中毒発生防止のために、加熱・冷却・保管について食品の温度管理を徹底いたします。
11. 提供する食品に含まれる食物アレルギーについて以下の対応を行います。
 - (1) 混入防止に最大限の対策をし、該当のお客様には混入の可能性を必ず伝えます。
 - (2) 提供するメニューにおいて、加工食品は食品表示を全て揃えた上で誤りなくご案内いたします。

(3) 正しい情報でご案内をできない場合は販売を控えます。

(4) 以下内容のいずれかを掲示いたします。

当店の商品は同一の設備・環境で調理しております。
また、店舗で提供する商品はアレルギー対応商品ではなく、アレルゲンの除去を保証するものではないことを予めご了承ください。
食物アレルギーに関してご懸念をお持ちのお客様、また原材料の確認をご希望のお客様は販売員までお問い合わせください。
ご購入につきましてはお客様ご自身で慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

正しい情報でご案内ができない場合

当店の商品は同一の設備・環境で調理しております。
また、店舗で提供する商品はアレルギー対応商品ではございません。
ご購入につきましてはお客様ご自身で慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

12. 上記の事柄を含め問題が発生した場合は、出店者の責任において対応いたします。

上記誓約事項に違反した場合には、公園の指示に従い直ちに退去いたします。
退去した場合に出店者側に損害が発生しても、狭山稲荷山公園パートナーズ及び関係者には一切賠償請求はいたしません。

※上記事項の内容を理解したうえで、次のとおり本誓約書に記名・押印いたします。

年 月 日

住 所：

連 絡 先：

店 舗 名：

責任者名：

印

狭山稲荷山公園パートナーズ確認欄

責任者氏名	印
	月 日

※記名捺印後、当日作業前に相手を確認して写しを渡すこと

■ 物品販売営業出店者誓約書 ■

私は、2026年4月1日より2031年3月31日までの間において、狭山稲荷山公園での出店に当たり、確認事項を十分理解のうえ、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

[誓約事項]

1. 出店・実施にあたり、場所・営業時間などを含めた一切について、公園スタッフの指示に従います。
2. 出店・実施にあたり、入場から退場まで常に周囲への安全に十分注意いたします。万が一、来場者に損害を与えた場合には、一切の責任を取ります。また、速やかに公園事務所に報告いたします。
3. 来場者や他の出店者に対し、不快を与えるような行為をいたしません。
4. 公園から借用した備品等は、注意をもって使用・管理し、現状復旧の上返却いたします。万が一備品等や公園施設に損害を与えた場合は公園事務所が相当と認めた損害額を賠償いたします。準備・片付けを近隣の出店者と協力して行います。
5. ゴミの発生をできるだけ少なくするように努力し、出店・実施場所付近等影響する範囲については、責任をもって整理・清掃いたします。
6. 次に掲げる行為を厳守いたします。
 - (1) 営業場所において、当該営業のための行為以外の行為をいたしません。
 - (2) 営業場所の現状を変更いたしません。
 - (3) 刺青・タトゥー、または、刺青・タトゥーとの判別が困難なペインティング等の疑似刺青・タトゥーを露出いたしません。
 - (4) 不適切な言動で他者に不安・畏怖・困惑を与えません。
 - (5) 暴力、威嚇等、法令や公序良俗に反する行為をいたしません。
7. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。
8. 上記の事柄を含め問題が発生した場合は、出店者の責任において対応いたします。

上記誓約事項に違反した場合には、公園の指示に従い直ちに退去いたします。
退去した場合に出店者側に損害が発生しても、狭山稲荷山公園パートナーズ及び関係者には一切賠償請求はいたしません。

※上記事項の内容を理解したうえで、次のとおり本誓約書に記名・押印いたします。

2026年 月 日

住 所：

連 絡 先：

店 舗 名：

責任者名：

印

狭山稻荷山公園パートナーズ確認欄

責 任 者 氏 名	印
	月 日

※記名捺印後、当日作業前に相手を確認して写しを渡すこと

■ 飲食物・物品販売営業出店者誓約書 ■

私は、2026年4月1日より2031年3月31日までの間において、狭山稲荷山公園での出店に当たり、確認事項を十分理解のうえ、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

[誓約事項]

1. 出店・実施にあたり、場所・営業時間などを含めた一切について、公園スタッフの指示に従います。
2. 出店・実施にあたり、入場から退場まで常に周囲への安全に十分注意いたします。万が一、来場者に損害を与えた場合には、一切の責任を取ります。また、速やかに公園事務所に報告いたします。
3. 来場者や他の出店者に対し、不快を与えるような行為をいたしません。
4. 公園から借用した備品等は、注意をもって使用・管理し、現状復旧の上返却いたします。万が一備品等や公園施設に損害を与えた場合は公園事務所が相当と認めた損害額を賠償いたします。準備・片付けを近隣の出店者と協力して行います。
5. ゴミの発生をできるだけ少なくするように努力し、出店・実施場所付近等影響する範囲については、責任をもって整理・清掃いたします。
6. 出店にあたり消防法を遵守し、火気使用の場合は消火器を必ず設置いたします。
7. 次に掲げる行為を厳守いたします。
 - (1) 営業場所において、当該営業のための行為以外の行為をいたしません。
 - (2) 営業場所の現状を変更いたしません。
 - (3) 刺青・タトゥー、または、刺青・タトゥーとの判別が困難なペインティング等の疑似刺青・タトゥーを露出いたしません。
 - (4) 不適切な言動で他者に不安・畏怖・困惑を与えません。
 - (5) 暴力、威嚇等、法令や公序良俗に反する行為をいたしません。
8. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。
9. 出店にあたり、保健所の指導に従い、食品衛生に十分注意いたします。食中毒やその他事故における一切の責任を取ります。
10. 保健所による営業許可申請に則り運営するとともに、食中毒発生防止のために、加熱・冷却・保管について食品の温度管理を徹底いたします。
11. 提供する食品に含まれる食物アレルギーについて以下の対応を行います。
 - (1) 混入防止に最大限の対策をし、該当のお客様には混入の可能性を必ず伝えます。
 - (2) 提供するメニューにおいて、加工食品は食品表示を全て揃えた上で誤りなくご案内いたします。

- (3) 正しい情報でご案内をできない場合は販売を控えます。
- (4) 以下内容のいずれかを掲示いたします。

当店の商品は同一の設備・環境で調理しております。
また、店舗で提供する商品はアレルギー対応商品ではなく、アレルゲンの除去を保証するものではないことを予めご了承ください。
食物アレルギーに関してご懸念をお持ちのお客様、また原材料の確認をご希望のお客様は販売員までお問い合わせください。
ご購入につきましてはお客様ご自身で慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

正しい情報でご案内ができない場合

当店の商品は同一の設備・環境で調理しております。
また、店舗で提供する商品はアレルギー対応商品ではございません。
ご購入につきましてはお客様ご自身で慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

- 12. 上記の事柄を含め問題が発生した場合は、出店者の責任において対応いたします。

上記誓約事項に違反した場合には、公園の指示に従い直ちに退去いたします。
退去した場合に出店者側に損害が発生しても、狭山稲荷山公園パートナーズ及び関係者には一切賠償請求はいたしません。

※上記事項の内容を理解したうえで、次のとおり本誓約書に記名・押印いたします。

202 年 月 日

住 所：
連 絡 先：
店 舗 名：
責任者名：

印

狭山稲荷山公園パートナーズ確認欄

責任者氏名	印
	月 日

※記名捺印後、当日作業前に相手を確認して写しを渡すこと